

北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年北上市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 政令第7条第2項第4号及び第5号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項第3号及び第4号に掲げる建築物及びこれらに準ずるものとして市長が認める建築物とする。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 政令第6条第2項第4号及び第5号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項第3号及び第4号に掲げる建築物及びこれらに準ずるものとして市長が認める建築物とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。